短期労働者の「年収の壁」について

パートやアルバイトで働く人の中には「もっと働きたいけれど、年収が一定の水準を超えると年金や医療など 社会保険料の負担が発生して手取り収入が減ってしまう」「年収が増えると扶養から外れてしまう」といった理由で、 働き過ぎないようにしている人も多いでしょう。

このように、社会保険料の負担が増えないように年収を抑えようと意識する金額のボーダーラインが、いわゆる「**年収の壁**」です。

この問題に対応するため、令和5年(2023年)10月から厚生労働省による「<mark>年収の壁・支援強化パッケージ</mark>」が 始まりました。

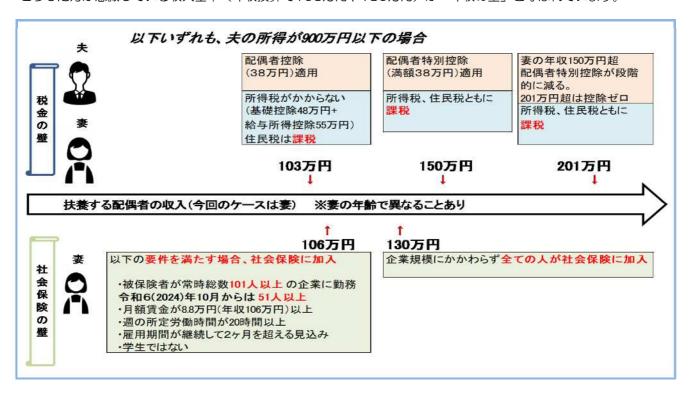
⑥「年収の壁」とは

社会保険(年金・医療保険)においては、会社員の配偶者で一定の収入がない方は、被扶養者(第3号被保険者) として、保険料を負担していません。

こうした方の収入が増加した場合、

- ・月8.8万円以上(年収106万円以上)となり、厚生年金保険・健康保険に加入するか、
- ・年収130万円以上となり、国民年金・国民健康保険に加入するか、 いずれかの形で、被扶養者(第3号被保険者)でなくなり、社会保険料の負担が発生することとなります。

保険料負担が生じると、その分手取り収入が減少するため、これを回避する目的で就業調整する方がおられます。 こうした方が意識している収入基準(年収換算で106万円や130万円)が「年収の壁」と呼ばれています。



(※R6.10~51人以上) ○従業員100人超企業に 週20時間以上で 勤務する場合

○上記以外の場合



「106万円の壁」

加入制度:厚生年金保険・健康保険

「130万円の壁」

加入制度: 国民年金・国民健康保険

⑥ 「年収の壁・支援強化パッケージ」

~厚生労働省からのお知らせ~

(1) 106万の壁への対応

- ①キャリアアップ助成金新コースの設立
 - 事業主が新たに社会保険の適用を行った場合、労働者1人あたり最大50万円を助成。
- ②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外

(2) 130万の壁への対応(130万円以上でも扶養OK)

③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明 することで、引き続き扶養に入り続けることが可能になりました。

従業員100人以下

- …月108,333円超(年130万円以上) 配偶者の扶養から強制排除
- ⇒130万円の壁(健保組合等の判断)

「一時的な収入変動」とは

- 受注が好調で業務量増加
- 突発的な大口案件
- 他の従業員が退職、休職
- 2つ以上の勤務先 → ○

配偶者以外の家族、学生 → ○ 60歳以上・障害者の180万円の壁 → ○

※2023年10月~ 130万円超でも扶養OKの**2年ルール**

事業主の証明書様式(厚生労働省HPより)↓



